

専承第 2 号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

専決第 3 号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

東郷町長 石 橋 直 季

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例

東郷町都市計画税条例（昭和４２年東郷町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第６項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１７項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の東郷町都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の概要

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

地方税法の引用条項を整備すること。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。